

# 介護保険サービス

## I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定内容

1. 訪問介護
2. 訪問看護(介護予防)
3. 通所介護
4. 特定施設入居者生活介護(介護予防)
5. 福祉用具貸与(介護予防)
6. 居宅介護支援(介護予防)

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護 (1) 20分未満 (2) 20分以上30分未満 (3) 30分以上1時間未満 (4) 1時間以上	高齢者や高齢者介護未実施等	要介護状態	身体介護の(2)～(4)に引続き生活支援を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
	(163単位) (244単位) (387単位) (567単位に30分を増すごとに +82単位)			所定時間が20分未満を繰り上げて25分を繰り上げて1日単位(1日単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +3/100	指定事業所加算(V) +3/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100 指定単位の介護事業所等による場合 ×70/100 指定単位の介護事業所等による場合 ×93/100 指定単位の介護事業所等による場合 ×93/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	ロ 生活援助 (1) 20分以上45分未満 (2) 45分以上												
	(179単位) (220単位)												
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)												
ニ 初回加算	(1月につき +200単位)												
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)												
	(1月につき +100単位) (1月につき +200単位)												
ヘ 口腔ケア強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)												
	(1日につき +3単位) (1日につき +4単位)												
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)												
	(1月につき +所定単位数×137/1000) (1月につき +所定単位数×100/1000) (1月につき +所定単位数×55/1000)												
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)												
	(1月につき +所定単位数×63/1000) (1月につき +所定単位数×42/1000)												
ニ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×24/1000)												
	(1月につき +所定単位数×24/1000)												

注：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで適用可能。

2 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早期の場合、若しくは深夜の場合 夜間又は早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	回数毎訪問加算(Ⅰ) 回数毎訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療従事者の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示開始の日数につき算定(1日につき)
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病室又は診療所の場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100		30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位又は(Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死に日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合は +2,000単位	
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)		准看護師による訪問がある場合 ×98/100									1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位			
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)				(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)										
	(2) ハを算定する場合			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)										

注：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額標準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

2-2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	
		看護研修の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所の加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	利用を開始した日の前月からの経過した期間に介護予防訪問看護を行った場合
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 返に1回以上、20分以上の看護員又は看護員による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +284単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	-5単位
	(2) 30分未満 (450単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1087単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (283単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 返に1回以上、20分以上の看護員又は看護員による訪問を行った場合算定可能 (258単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +284単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	-5単位
	(2) 30分未満 (381単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ニ 遠隔共同指導加算 (1回につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)												

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額算定の算定の際、当該算定の単位数を算入  
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。





5 福祉用具貸与費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計面未策定減算	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	-1/100	-1/100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
移動用リフト						
自動排泄処理装置						

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和9年4月1日から適用する。

※ 業務経統計面未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

5-2 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計面未策定減算	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	-1/100	-1/100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
移動用リフト						
自動排泄処理装置						

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和9年4月1日から適用する。

※ 業務経統計面未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

1 居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者の防止 義務付いた 措置実施加算	注 義務付いた 措置実施 加算減算	注 基準に同一種類の 加付費又はそのほか の同一種類の加付 費20人以上に要地 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中 減算	
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一)居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 ( 1,086単位 )	=1/100	=1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二)居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 ( 544単位 )								
			要介護3・4・5 ( 704単位 )								
		(三)居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 ( 328単位 )								
			要介護3・4・5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一)居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 ( 1,086単位 )								
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二)居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 ( 527単位 )								
			要介護3・4・5 ( 683単位 )								
		(三)居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 ( 316単位 )								
			要介護3・4・5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +319単位)									
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)									
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)									
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)									
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヘ 退院・送所加算 (入院または入所期間中1回を履度で算定)	(1) 退院・送所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)									
	(2) 退院・送所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)									
	(3) 退院・送所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)									
	(4) 退院・送所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)									
	(5) 退院・送所加算(Ⅲ)	(+900単位)									
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を履度で +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)									

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び(指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。



Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

1-2 介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (+300単位)						
イ(1)を算定する場合のみ算定。						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。